

\\ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。\\

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和7年
8月号

職場内で
回覧を
お願いします



高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち)旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812#linkseido>



医療機関等への受診方法について

～医療機関等の受診方法はマイナ保険証による受診を基本とした仕組みに移行しています。
積極的なマイナ保険証の利用をお願いします。～

	令和6年	令和7年
健康保険証		健康保険証の発行は終了いたしました。
マイナ保険証		R 7.12.1 まで使用可能。
マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ		R 7.12.2 から使用不可
資格確認書		マイナナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの。
		・R6.12.2以降使用開始
		オンライン資格確認システム(*)を導入していない医療機関や健診機関などで、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示いただけます。 ※健康保険の資格情報等が確認できるシステム
		マイナ保険証等をお持ちでない方等に発行します 発行時期によっては有効期限4～5年になります。

マイナ保険証等について詳しくはこちらから▶



事業主様へ

「速やかなお手続きで マイナ保険証をより便利に」



採用や被扶養者の追加があったら・・・

マイナ保険証は、日本年金機構（年金事務所）へ資格取得届や被扶養者異動届のご提出後、処理が完了するとしばらく（約1週間）して、新しい記号番号へ情報が更新されます。速やかに資格取得届等を提出いただくことで、正しい資格での受診が可能となり、マイナ保険証がよりスムーズに使えるようになります。

退職や被扶養者の解除があったら・・・

資格喪失届や被扶養者異動届のご提出が遅くなると、協会けんぽの加入者でないにも関わらず受診した医療費を協会けんぽが一度負担し、後で返納していただくことになります。

ちなみに・・・

令和6年度に協会けんぽ鹿児島支部で発生した「無資格受診による医療費の返納金」は約2,300件、合計で約7,700万円にものぼっており、今後、増加が続くと保険料の上昇にもつながります。

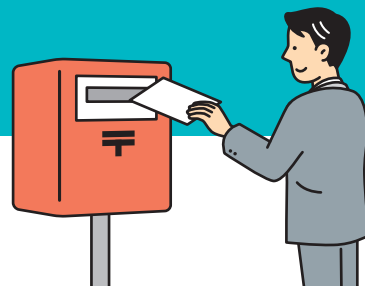
資格取得届、資格喪失届、被扶養者異動届は、事由が発生した日から5日以内にご提出を

【お問い合わせ先】 レセプトグループ ☎099-803-3276

申請をお考えの
皆様へ

各種申請書は郵送で お手続きいただけます！

各種申請書は、すべて郵送でお手続きいただけます。窓口でのお手続きは混み合うことが多く、1時間以上お待たせする場合がございますので、郵送でのお手続きをご活用ください。



一 お手続きの手順一

1. 申請書を印刷する

- プリンターでの印刷 ▶▶▶
- コンビニでの印刷（有料） ▶▶▶



2. 申請書を記入する

- 各種申請書の記入方法 ▶▶▶



3. 申請書を郵送する

- 郵便番号・宛名

〒892-8540
協会けんぽ鹿児島支部
郵便番号・宛名だけで郵送可能です。

※ネット・印刷環境がない場合、お電話にてお問合せください。

【お問い合わせ先】 業務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内①番）



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビルディング6階
TEL:099-219-1734（代表） FAX:099-219-1743

メルマガの
登録はコチラ



LINEの
登録はコチラ



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島 検索

